

IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスからの報告

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター

たかはし まこと
高橋 真人

1. はじめに

IFRS 財団アジア・オセアニア (AO) オフィスの 2018 年 8 月から 10 月の活動を中心に報告する。文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

2. ハンス・フーガーホースト議長の来日

(1) 来日の概要

8 月、ハンス・フーガーホースト国際会計基準審議会 (IASB) 議長が来日した。2011 年 7 月の議長就任以来、11 度目の来日となった。今回の来日では、財務会計基準機構 (FASF)・企業会計基準委員会 (ASBJ) が主催する ASBJ オープンセミナーでの講演 (経団連ホール)、FASF が主催する市場関係者との会合での意見交換 (帝国ホテル)、経団連金融・資本市場委員会企業会計部会での意見交換 (経団連会館)、IFRS 第 17 号 (保険契約) に関する個別企業との意見交換などを行った。

(2) 日本企業の IFRS 適用状況

フーガーホースト議長は、来日中の講演及び意見交換の中で、日本における IFRS 基準の適

用企業数が 200 社に達し、その時価総額が東京証券取引所 (東証) 全体の 30% 以上になったことに触れ、今後もこの傾向は変わらず、近いうちに東証の時価総額の 50% が IFRS 適用企業になるであろうと期待感を示した。

また、企業は、自由な選択を与えられた場合、IFRS 基準によってもたらされるベネフィットを享受するために自発的に移行コストを負担する用意があること、及びローカルの優先事項に合わせた修正版が用意されていても、完全な IFRS を選択することが日本で示されたとした上で、すべての企業に移行を強制することなく、大規模で国際的な企業に IFRS 基準を適用するという点において、日本式の任意適用は、ビッグバン、フルコンバージョンと並ぶ第 3 の導入モデルになるかもしれないと述べた。

(3) のれんと減損

のれんについては、償却の再導入の可能性も含めて包括的な議論を行い、その結果をディスカッション・ペーパー (DP) にまとめると述べた。フーガーホースト議長は、のれんは減価しないこともあるし、償却期間は主観的にしか判断できないとした上で、個人的見解として、償却するなら 10 年一律がよいと思うと述べた。

その後、IASB は、10 月のボード会議で DP

発行に向けた議論を開始した。IASB の論点は、①のれんの開示の改善、②減損テスト（使用価値の計算）の簡素化、③のれんの会計処理の簡素化の3点で、償却は、③のれんの会計処理の簡素化の中に含まれる。

新聞等では、のれんの償却だけが大きく取り上げられているが、議論の原点は、のれんがバランスシート上に過大表示されているリスクがあるという点にある。これは、定期償却によっても解決可能であろうが、開示の改善によっても解決できる可能性があるとしてIASBは考えている。なお、一括償却を検討しないことは既に決めている。

早ければ2021年にも償却導入の可否が決まるとの報道もあったが、これは、どんな会計基準でも開発に最低3年はかかるという意味である。DPの発行は、早くても2019年後半になると思われる。

(4) 保険契約

フーガーホースト議長は、今回の来日中に日本企業2社を訪問し、IFRS第17号（保険契約）について意見交換した。2社ともIFRS第17号の2021年からの適用については前向きであった。しかし、別の会合では、2社とは異なる意見も出された。IFRS第17号は、現在、移行リソースグループ（TRG）で議論が継続中であり、基準の内容を修正するかどうかの判断は10月末時点ではまだなされていない。

3. IFRS 財団のトピックス

(1) IFRS 財団トラスティ新議長の就任

10月、ミッシェル・プラダ氏の後任として、フィンランド人のエルッキ・リーカネン（Erkki Liikanen）氏がIFRS財団トラスティ議長に就任した。リーカネン氏は、フィンランド中央

銀行総裁（任期7年を2期）、欧州委員会（EC）委員、国際通貨基金（IMF）総務、欧州中央銀行（ECB）理事、フィンランドの財務大臣等を歴任した。21歳でフィンランド議会議員に当選した。ヘルシンキ大学政治学（経済学）修士、トゥルク大学経済学名誉博士。趣味は、クラシック音楽とジャズ。また、ランナーとして、現在も5km、10kmレースに出場しており、25年前には3時間40分でマラソンを完走したそうである。

リーカネン新議長には、佐藤隆文、岡田譲治両トラスティから日本訪問を要請しており、新議長も前向きに検討中である。

(2) ヨハネスブルグでのトラスティ会議

10月、リーカネン新議長を迎えて南アフリカのヨハネスブルグで2018年3回目のIFRS財団トラスティ会議が開催された。

今回の会議で、会計基準アドバイザーフォーラム（ASAF）の次期メンバーが決定した。アジア・オセアニア（4議席）では、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）、中国、日本（ASBJ）は引き続き議席を確保したが、オーストラリアは議席を失い、韓国が議席を獲得した。アジア・オセアニアはヨーロッパとともに、主要国でも議席を確保できない激戦区となっている。

2018年12月に任期が満了するトラスティ（岡田譲治氏を含む3名）の後任者については、現在モニタリングボードで審議中であり、決定後公表される予定である。2019年6月に任期が満了するIASB理事（鶯地隆継氏を含む2名）の後任者については、現在トラスティのノミネーティングコミッティで審議中である。

(3) 各国会計基準設定主体との会議

10月、ロンドンで会計基準に関する重要な会議が集中して開催された。世界会計基準設定

主体（WSS）会議、ASAF、AOSSG など。これらの詳細は、ASBJ からの報告を参照いただきたい。

4. アジア・オセアニアオフィスのトピックス

(1) 国内のステークホルダーとのエンゲージメント

8月、IASB のマネジメントコメントリ諮問グループ（MCCG）の上田亮子氏（Mizuho International）が主催するワークショップが AO オフィスで開催された。MCCG の初会合に向けて開催されたもので、投資家を中心に二十数名が参加し、意見交換が行われた。MCCG の初会合は9月にロンドンで開催され、議論の内容は10月のIASB ボード会議で報告された。

9月、IASB のIFRS タクソノミ諮問グループ（ITCG）の三井千絵氏（野村総研）が主催するワークショップが AO オフィスで開催され、テレビ会議でIASB のスタッフも参加した。今回は、IFRS 第15号（顧客との契約から生じる収益）適用後の開示がテーマで、投資家、作成者等四十数名が参加し、意見交換が行われた。

9月、ムーディーズが主催する「保険サミット 2018」が東京ステーションホテルで開催され、鷺地隆継 IASB 理事がクロージング・キーノート・スピーカーとして登壇し、IFRS 第17号（保険契約）について議論した。

10月、同志社大学大学院商学研究科の2018年度ワークショップ「グローバル時代の会計」の第3回講座「IFRS 基準の設定プロセス」で筆者が講義を受け持った。このワークショップは、佐藤誠二教授と山田浩史非常勤講師（元パナソニック）が産業界等の会計人を講師に招いて毎年開催している連続15回の講座で、IFRS を中心にグローバル時代の会計実務を学ぶ内容

となっている。IASB の世界作成者フォーラム（GPF）委員の常原二郎氏（日産自動車）、IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC）委員の熊谷五郎氏（みずほ証券）も講師として参加している。

(2) アジア・オセアニアのステークホルダーとのエンゲージメント

9月、日本証券業協会が主催する第14回アジア証券人フォーラム（ASF）東京ラウンドテーブルが開催され、そのプログラムの中で AO オフィスの活動について筆者が講演した。ASF 東京ラウンドテーブルは、毎年アジアの約20の国・地域の証券市場の自主規制機関、規制当局等の実務担当者二十数名を東京に招いて開催されている。これだけまとまった国・地域の市場関係者と交流できる機会は貴重である。

10月、デロイト（グローバル）のIFRS 品質管理部門責任者の会議が東京で開催され、アジア・パシフィックからの参加者を含む二十数名が AO オフィスを訪問した。AO オフィスの紹介後、テレビ会議をIASB に繋ぎ、鷺地理事とIASB のシニアスタッフを交えて資本の特徴を有する金融商品について意見交換を行った。

10月、韓国の釜山で、日本、中国、韓国の会計基準設定主体の定期会合（3か国会議）が開催され、筆者はオブザーバーとして参加した。中国、韓国の会計基準設定主体の幹部、スタッフと直接会って意見交換する貴重な機会となった。3か国会議における議論の詳細は、ASBJ の報告を参照いただきたい。

(3) テクニカル活動

9月、AO オフィスのテクニカルスタッフ2名がロンドンに出張し、IASB ボード会議に出席した。AO オフィスのテクニカルスタッフがボードペーパーを作成し、ボード会議で発表す

るといのは、AO オフィス開所以来の出来事である。

今回発表したのは、「負債の分類—流動・非流動区分（IAS 第1号（財務諸表の表示）の修正）」プロジェクトで、2018年初からロンドンのIASB スタッフの指導の下で取り組んできた。7月にAO オフィスのテクニカルスタッフが入れ替わったが、プロジェクトはそのまま新スタッフに引き継がれた。

このプロジェクトは、2015年2月に公開草案（ED）が発行された後、新概念フレームワークの完成まで中断していたが、2018年3月の完成に伴い再開された。今回のボード会議での発表は、プロジェクト再開のキックオフにあたるもので、本格的な議論は11月以降のボード会議で行われる予定である。

11月のボード会議には、AO オフィスが担当する「新概念フレームワークへの参照の更新（IFRS 第3号（企業結合）の改訂）」プロジェクトのボードペーパーも提出される予定である。現行IFRS 第3号の参照先は旧概念フレームワークのままとなっているが、これを新概念フレームワークに変更した場合に意図せぬ会計処理の変更が発生しないかを調査し、対処を検討するのがこのプロジェクトの目的である。

このほか、AO オフィスでは、資本の特徴を有する金融商品プロジェクト、IFRS 第16号（リース）適用企業の開示状況の調査、IAS 第37号（引当金、偶発債務及び偶発資産）のプロジェクト等も担当することになっており、テクニカルスタッフはこれまでになく多忙となりそうである。

この背景には、ロンドンのIASB のスタッフの人員不足もあるものの、筆者は、2014年以降歴代テクニカルスタッフが築き上げた実績がIASB に認められ、信頼を得た結果であると理解している。11月には、IASB のシニアスタッフがAO オフィスのテクニカルスタッフの指

導のために東京に出張する予定である。IASB のテクニカルスタッフがAO オフィスのために来日するのは開所以来初めてである。今後も双方向で往來を続けることが重要と考えている。

10月、IASB からの依頼により、のれんの開示に関するアウトリーチを実施した。今回のアウトリーチは、のれんの開示の改善の目的を絞ったもので、日本企業2社にインタビューを行った。AO オフィスの現メンバーにとっては初めてのアウトリーチであったが、訪問先企業のご協力とASBJのご支援により実施することができた。

5. おわりに

10月、米国財務会計基準審議会（FASB）がのれんの会計処理の変更（償却の再導入を含む）について意見募集を行うことが公表された。この先、のれんを巡る会計基準の議論は、グローバルに展開されることになりそうである。

11月には、IASB のテクニカルディレクターが来日し、資本の特徴を有する金融商品についてアウトリーチを行う予定である。11月下旬には、IASB のダレル・スコット理事が日本公認会計士協会（JICPA）の招きで来日し、鶯地隆継理事とともにセミナーで講演する予定である。